

山形県第１２次鳥獣保護管理事業計画 新旧対照表

現 行

改 正 後

第一～第三 (略)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア (略)

(第9表)

山形県希少鳥獣		山形県レッドリスト掲載カテゴリ
鳥類	カラスバト、ヒクイナ、ハシブトウミガラス、コシアカツバメ、セッカ	絶滅危惧ⅠA類 (CR)
	オオハム、クロサギ、カラシラサギ、ヨタカ、ハチクマ、ハイタカ、コノハズク、フクロウ、キバシリ、オオジュリン	絶滅危惧ⅠB類 (EN)
	ヨシゴイ、ケリ、オオジシギ、ミサゴ、ツミ、アオバズク、トラフズク、ヤマセミ、サンコウチョウ、ホシガラス、ヒバリ、コヨシキリ、コマドリ、イワヒバリ、セグロセキレイ、ホオアカ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
	飛鳥と周辺の鳥々のウミネコ繁殖個体群	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
獣類	ホンドモモンガ、ヤマネ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

イ (略)

(2)～(5) (略)

2～9 (略)

10 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

11 (略)

第五～第十 (略)

第一～第三 (略)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア (略)

(第9表)

山形県希少鳥獣		山形県レッドリスト掲載カテゴリ
鳥類	カラスバト、ヒクイナ、ハシブトウミガラス、コシアカツバメ、セッカ	絶滅危惧ⅠA類 (CR)
	オオハム、クロサギ、カラシラサギ、ヨタカ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、コノハズク、フクロウ、キバシリ、オオジュリン	絶滅危惧ⅠB類 (EN)
	ヨシゴイ、ケリ、オオジシギ、ミサゴ、ツミ、アオバズク、トラフズク、ヤマセミ、サンコウチョウ、ホシガラス、ヒバリ、コヨシキリ、コマドリ、イワヒバリ、セグロセキレイ、ホオアカ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
	飛鳥と周辺の鳥々のウミネコ繁殖個体群	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
獣類	ホンドモモンガ、ヤマネ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

イ (略)

(2)～(5) (略)

2～9 (略)

10 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

11 (略)

第五～第十 (略)